


令和2年度 部長マニフェスト 健康福祉部長 大川潤一

部の概要			
所属課と人員 (R2.4.1現在)	福祉総務課(生活福祉担当含む)・しょうがいしゃ支援課・高齢者支援課(地域包括ケア推進担当含む)・健康増進課(健康づくり担当含む)	152人	

部の運営方針

ソーシャルインクルージョンの理念を柱に、人を大切にして、互いに支えあえる地域づくりを推進します。生活に困りごとが生じた際に、市民が市役所に気軽に相談でき、一緒に考えて問題を解決する仕組みづくりをすすめます。

高齢者の健康づくりと介護予防の一体的な実施にむけ、部内連携による健康課題の分析を行いながら、保健師等が地域に出向いて健康意識の醸成を図り、市民による健康づくりが可能な地域の実現を目指します。

第2次国立市地域包括ケア計画、第6期国立市しょうがいしゃ福祉計画及び第2期国立市しょうがい児福祉計画の策定、第二次地域福祉計画の中間評価を実施します。

コロナ禍においても、関連部署や専門機関、地域の事業者、団体等と連携し、市民が安心して地域で暮らし続けられる施策を展開します。

令和2年度の重点項目

項目	具体的内容	達成状況(年度末評価)	達成度
1 地域包括ケアのさらなる推進	<p>国立市地域医療計画の推進にむけて、年3回の地域医療計画推進会議を開催し、取り組みの進捗を管理するとともに、市民勉強会の開催や事例検討により、地域医療の課題解決を図ります。</p> <p>認知症検診推進事業の10月開始を目指し、国立市医師会と協力して、認知症の方を支える仕組みづくりをすすめます。</p> <p>第8期国立市介護保険事業計画と第6次高齢者保健福祉計画を一体のものとして第2次国立市地域包括ケア計画を策定し、高齢者やその家族への包括的な支援体制の充実、介護保険事業の効果的な展開を図ります。</p>	<p>地域医療計画推進会議を1回(書面)開催し、改訂版在宅療養ハンドブックの配布や市報一面により、市民へかかりつけ医機能の普及啓発を行った。</p> <p>認知症検診推進事業を国立市医師会の協力のもと10月から実施し、かかりつけ医と連携しながら認知症の早期支援に結びつけるしくみを構築した。</p> <p>第2次国立市地域包括ケア計画案を作成し、パブリックコメントにかけ、同計画案にもとづく介護保険料設定と特別給付を含む条例改正を行った。</p>	A
2 誰もがあたりまえに暮らすまちの実現にむけた取り組みの推進	<p>『国立市誰もがあたりまえに暮らすまちのための「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言」の条例』の普及・啓発を図るとともに、障害者差別解消法の合理的配慮について市民や事業者の理解をすすめます。</p> <p>令和2年12月までに、市職員の合理的配慮に係る対応要領を作成し、市から市民や事業者に向けて、積極的に合理的配慮の必要性について発信していきます。</p>	<p>障害者差別解消法の合理的配慮については、個別対応のなかで、事業者の理解を促進し、具体的な対応の調整を随時行った。</p> <p>合理的配慮の対応要領作成には至らなかった。今後、しょうがい当事者との意見交換を重ねて対応要領を作成し、広く市民や事業者に向けて発信し、合理的配慮の理解を進めていく。</p>	B
3 予防健康施策の推進	<p>第2期データヘルス計画に基づき、関係各課及び関係機関との連携を図り、実施時期や方法等を変更し、被保険者の健康づくりの推進及び医療費の適正化を実施します。</p> <p>胃がん検診の受診率向上にむけて、胃内視鏡検査の導入を検討します。</p> <p>高齢者保健事業と介護予防の一体的実施に向けて、後期高齢者医療係、高齢者支援課と連携し、市の状況分析や具体的な施策を8月までにまとめ、来年度実施にむけて準備をすすめます。</p>	<p>糖尿病性腎症重症化予防事業については、国立市医師会や委託先事業者との調整、協力により、コロナ禍において開始時期を調整したり、対面式の面談から電話相談に切り替えるなど行い実施した。</p> <p>胃がん健診については、胃内視鏡健診の実施に向けて、国立市医師会等との検討を重ね、方向性を明確化した。令和3年度から更に細部に渡っての協議を重ね、秋以降の胃内視鏡検診実施を目指す。</p> <p>高齢者保健事業と介護予防の一体化実施に向けて、事業担当者会議を年間3回実施した。令和2年度は関係課間により施策の方向をすり合わせることに留まった。令和3年度に具体的な計画を立案し、今後の介護予防・健康づくりを市全体のヘルスアップ戦略として具体化していく。</p>	B

4	セーフティネットの充実・強化	<p>年間を通じて、職員が地域団体等との情報交換等を行いながら、地域の課題を把握していきます。また、個々の福祉的な困りごとを拾い、具体的な解決策につなげていきます。</p> <p>誰も自殺に追い込まれることのない社会を目指し、自殺対策基本法に基づき、令和3年3月を目途に自殺対策計画を策定します。</p> <p>「国立市生活保護業務適正化に関する調査検証委員会」からの報告書をもとに、現在行っている業務を見直し、効率的かつ適切な事務の執行体制を確立し、質の向上を図ります。また、スーパーバイザーによる研修等を実施し、中長期的な視点をもってケースワーカーの人材育成を行うとともに、コロナ禍における訪問方法等を検討しつつケースワークの活動量を増やします。</p>	<p>ふくふく窓口職員が、市内の子ども食堂や就労体験施設等の地域団体を約30か所訪問し、市の福祉総合相談の機能と役割を周知した。</p> <p>令和2年度は自殺対策計画の素案作成を行った。今後計画案に新型コロナウイルス感染症関連の記載を追記するとともに、令和3年度中の計画策定に向け事務を遂行していく。</p> <p>委員会からの報告書をもとに、適正な事務執行にむけた業務見直しを行い、マニュアル等を作成して、組織として共有した。また、委員会委員による研修(4回)や他の相談部署の業務理解のための研修(6回)等を行い、ケースワーカーの人材育成を図った。あわせて、自立支援計画の策定に向けたPTを設けて検討を行い、ケースワークの組織的な方向性を所内で共有した。</p>	B
5	コロナ禍における予防策と事務事業の見直しの推進	<p>コロナ禍において、健康危機管理対策本部事務局として庁内及び外部関係機関、団体等と連携し、感染予防策をすすめます。また、部内の各事業を見直し、新たな生活様式に対応するための組み替え・統合化・効率化を行い、市民サービスの向上を図ります。</p>	<p>保健センターが防災安全課と協働して、健康危機管理対策本部会議を年間12回開催し、市の新型コロナウイルス感染症対策の検討・協議・決定プロセスの事務局を担った。また、年度当初のコールセンターでの健康相談、年末年始の相談、在宅療養者等支援事業、医療機関への支援金給付、予防接種の準備等を行い、年間を通じて、保健所及び国立市医師会をはじめとする関係機関と連絡調整し対策をすすめてきた。</p> <p>高齢・しょうがい部門においては、関連事業所に対する感染防止策の具体的な例示を行い、現場からの要請に応じて感染防止のために利用者への協力を求める文書等を発出し、実践現場における感染拡大防止策を継続した。</p>	A

【達成度】 A...100% B...80%以上100%未満 C...50%以上80%未満 D25%以上50%未満 E 25%未満